

第 5 9 号議案

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

第四中学校及び第八中学校を廃止し、明和中学校を新設する必要がある。

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

中野区立学校設置条例（昭和36年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中野区立第四中学校の項及び中野区立第八中学校の項を削り、同表に次のように加える。

中野区立明和中学校 東京都中野区若宮一丁目1番18号

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。